

学校開放施設利用団体代表者および利用者の皆さまへ

NPO 法人若葉台スポーツ・文化クラブ

緊急事態宣言発出による学校開放事業の対応について

日頃より学校開放事業にご協力をいただきありがとうございます。令和3年1月7日付で、国から神奈川県を含む1都3県に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。宣言の発出に伴い、学校開放事業については次のとおり取扱いを変更いたします。なお、今後の感染状況等により取扱いを変更する場合や緊急事態宣言の解除後の取扱いについては、改めて通知致します。

【変更内容】

●活動の終了時刻について

現在、活動の終了時刻は21時を限度としておりますが、外出自粛要請を踏まえ、活動の終了時刻の限度を **20時**とします。

●**武道（剣道、柔道、相撲それらに類するもの）**について 武道などにおいて、近距離で組み合う、接触する**活動を行わない**。それ以外の内容であれば、感染防止対策を徹底した上で実施可能とします。

●**大声での発声を伴う利用及び管楽器の演奏**について 大声での発声を伴う（コーラス、歌唱等）利用、管楽器の演奏の利用は感染の可能性が高いため**当面不可**とします。

●**試合や合同練習**について 活動場所の密集を避けるため、他団体との共同利用、合同練習、試合等の活動は**当面不可**とします。（登録団体に所属している以外の方は来校（来所）してはいけない）

●**上記の活動以外**であっても、近距離で大きな発声を伴う活動や、マスクを外して行う運動など、感染リスクの高い活動については、自粛もしくは予防策を強化して活動するよう徹底ください。

【活動にあたっての留意点】

●学校開放の利用にあたって（水分補給を除く）**飲食は禁止**とします。

【実施期間】

令和3年1月12日（火）※1～緊急事態宣言解除日※2

※1 対策がとれた施設から順次実施 ※2 緊急事態宣言解除日によらず **令和3年2月7日（日）**までは継続実施のこと（延期になった場合はその日まで実施）

活動後に消毒する場所の確認・・従来から実施していますが、参考までに例示します。

表面についたウイルスは付着する場所によりますが、数日間は感染する力を持つと言われております。利用場所および手洗い場やトイレなど共用部分も含めて、使用した場所の手指が良く触れる場所を消毒してください。

<主な消毒場所（例示）> ドアや窓のノブ・引手、手すり、照明等のスイッチ、インターフォンなどの機器のボタン、水道の蛇口・レバー、流し、便器の蓋・便座、水栓レバー等、ペーパーホルダー、共用の道具・物品、ほうき等の清掃用具など

なお、その他の予防策等については、6/27付け及び10/31付け（改訂版）の連絡事項・お願いを遵守ください。特に「参加者記録簿」作成や感染予防策を徹底しながら活動ください。